

区長ハンドブック

2025年4月

潮来市

目次

区長とは	・・・	P 1
区長の身分、選挙、政治団体との関わりについて	・・・	P 1
謝礼について	・・・	P 2
区長会の組織について	・・・	P 2
自主防災組織について	・・・	P 2～3
区世帯数の変更について	・・・	P 3
回覧・配付物について	・・・	P 4
防犯灯について	・・・	P 4
カーブミラーについて	・・・	P 4
民間会社等からの物品販売取りまとめについて	・・・	P 4
地区集会所の建設及び補助金について	・・・	P 5
市道の補修について	・・・	P 5
区名義での不動産の登記について	・・・	P 5
ごみの不法投棄について	・・・	P 5～6
清掃大作戦について	・・・	P 6
地区行事での多量ごみについて	・・・	P 6
ごみの集積所について	・・・	P 6
違反ごみについて	・・・	P 7
令和7年度 潮来市行政組織機構	・・・	P 8

区長とは

「潮来市行政区設置規則」第4条において、「区長は、行政区を代表し、市と行政区民相互の連絡調整を図り、行政区民の福祉の増進に努めるとともに、市行政に協力するものとする。」と規定されております。

私たちの生活は、個人や家庭だけでは成り立ちません。地域の人たちがつながりを深め理解しあい、心通う人間関係をつくるのが地域づくりの原点といえるでしょう。その地域のリーダーとなるのが区長ではないでしょうか。

「市行政に協力する」とは。どのようなものがあるのですか。

地域の特性を生かしたそれぞれの活動のほか、全区共通のものとして次のような事業・その他の協力をお願いしています。

- 市広報紙や各行政機関からのチラシ等の配布
- 自主防災の組織整備及び運営管理
- 防犯灯やカーブミラーの新設申請、維持管理
- 各種要望の取りまとめ
- 市補助機関の会費等のとりまとめ
（社会福祉協議会、日本赤十字社、共同募金など）
- 各種団体役員の推薦
- 行政各種施策説明会への参加協力
- 環境美化推進員活動

区長の身分、選挙、政治団体との関わりについて

区長の委嘱状をいただきましたが、どのような身分に変わるのですか？

令和2年3月31日までは「特別職に属する非常勤の地方公務員」でしたが、令和2年4月1日からは「私人（公的な地位や立場を離れた一個人。有償ボランティア）」となります。

区長が個人としての信条に基づき、選挙の応援や後援会会員になることは制限されるのですか。

選挙の応援や後援会の会員になることについては問題ありません。あくまでも個人としての協力、あるいは後援会活動での会員の勧誘であって、任意であることを明らかにしておく必要があります。なお、区長名での選挙協力要請は好ましくありません。

謝礼について

区長に手当が支給されると聞きましたが、年間謝礼はどれくらいですか。

区長謝礼は、「潮来市区長等謝礼金支給要綱」に定められており、次のとおりです。

算出基礎 基本額235,700円 + 戸数割り（1戸あたり450円）
（代表区長270,300円）

※なお、区長謝礼から次の会費・負担金・その他を差し引いて年度末にお支払いする予定です。

謝礼から差し引く分

- 潮来市区長会会費（6,000円）
- 市視察研修負担金（実費）
- 区長会懇親会等の会費（実費）
- 源泉所得額
- その他

※区長代理の謝礼・・・・・・45,700円/年

区長会の組織について

区長会という団体を組織しているということですが、どのような活動をしているのですか

市内66地区の区長で構成され、主に次のような活動を行います。

- ・ 市政に対する建議
- ・ 見識と区長相互の交流を深めるための視察研修や親睦会
- ・ その他、市行政機関の行事への参加

自主防災組織について

自主防災組織とは

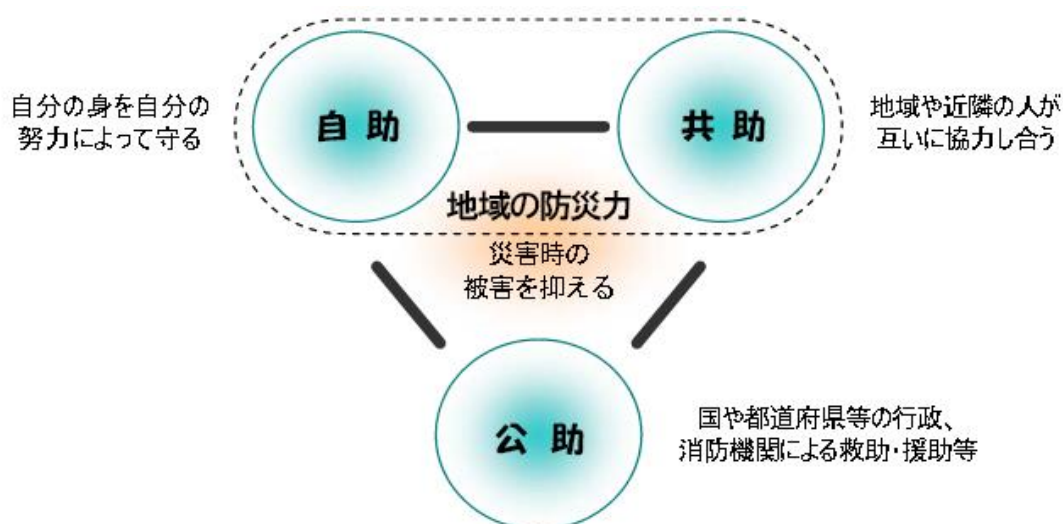
災害は、いつ、どこでも発生する可能性があり、東日本大震災のような大規模で広域的な災害には、公的機関による支援、救出、救護（公助）がすぐに間に合わない場合があります。そのような場合には、自分の身を自分で守る「自助」、地域や近隣の

方が互いに協力して守る「共助」が非常に大切で、災害の被害の拡大を防ぐ大きな力になります。

自主防災組織は、そのような災害発生時に、住民が連携を取り、互いに身を守るための防災活動を行う**共助の中心的な組織**として、潮来市では各区にその役割を担っていただいております。

災害発生時に役割分担など体制を備えておくとともに、避難行動要支援者、避難経路などの情報を共有化し、平常時から備えておくことで、そのような事態が発生したとき、一人でも多くの命を守ることができます。

区長さんには、各自主防災組織のリーダーとして、災害に対する備えや実際に災害が起きたときに自主防災組織を率いて活動していただきます。



こんなときはどうするの

区の世帯数が転出入により変更になりました。回覧物の配布部数の変更をしたいのですが

総務課までご連絡ください。

電話 63-1111 内線 231~234 FAX 80-1100

月に何度か回覧板を利用して、チラシや広報誌を配布しています。配布回数・配布量が多いと思うのですが。

市からの配布物は毎月第2・第4木曜日に区長及び地区連絡員宅に届けています（※第2・第4木曜日が祝日の場合は、原則としてその前日に変更）。

区長さんの配布作業、区民への情報提供の速さを考えると、新聞折込みの利用を進めていきたいところですが、膨大な経費がかかるため、一部のものだけに限定せざるを得ない状況にありますので、何卒ご協力をお願いいたします。

なお、配布物は紙のものが多いため雨天などの場合には、翌日等にずれることもありますのでご了承ください。

防犯灯の設置や修繕をお願いしたいのですが。

令和2年度に市内すべての防犯灯がLED化されました。今後の区長の皆様には、LED防犯灯が不点灯になった場合には、プレート番号を控えていただき、東洋計測または総務課までご連絡をいただけますようお願いいたします。

また、防犯灯を新しく設置したい場合には、設置申請書に略図及び電柱番号等を記載し、提出をお願いいたします。

東洋計測（株） 電話0299-83-5245

総務課 電話63-1111 内線231・234

カーブミラーの設置や修繕をお願いしたいのですが。

カーブミラーの設置は設置申請書を提出してください。カーブミラーの破損を見つけた際には総務課までご連絡ください

電話63-1111 内線231・234

福祉関係を名乗った会社から、物品販売の取りまとめ依頼がありました。取りまとめをしなくてはならないのですか。

例え福祉関係を名乗っていてもその実態が把握できません。また、取りまとめをするということは、結果的に営業活動に協力することになります。

このようなことから、直接カタログなどが郵送された場合には、総務課まで連絡してください。

電話63-1111 内線231～234

地区集会所が老朽化したため建替えをしたいのですが、市から補助金はどれくらい出るのですか。

「潮来市地域集会所建設等補助金交付要項」及び「潮来市補助金等交付規則」により補助金の交付決定をします。

補助金額は、次のとおりです。

集会所建設に要した費用（施設の直接建設費をいい、土地購入費、整地費、備品購入費などは除かれます。）の3分の1以内で500万円が限度となります。総務課までご相談ください。

電話63-1111 内線231~234

市道の補修をしてもらいたいのですが

市では、道路パトロールを実施し随時補修をしております。区で道路に穴があいていたり、路肩が崩れていたりするところを見つけたら随時ご連絡ください。

都市建設課 用地管理室までご連絡ください。

電話63-1111 内線 350・351

区の名義で、土地や建物を登記できると聞きましたが、手続きはどのようにすればよいのですか。

以前は区や自治会等の住民自治組織は、「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体名義では不動産登記ができませんでした。しかし、住民自治組織の中には不動産を所有している場合が多く、これまでは、代表者や共有名義での登記がおこなわれていたようです。こうした個人名義での登記は、名義の変更や相続の問題が生じていましたが、平成3年に地方自治法が一部改正され、市町村長の認可を受ければ登記の手続きができることになりました。

認可を受けるには、一定の申請書類を提出することになりますので、詳しいことは、総務課までご相談ください

電話63-1111 内線231~234

環境問題について

ごみの不法投棄の悪質な現場を目撃しました。どこに連絡をしたらよいのですか。

下記へご連絡ください

- ・産業廃棄物の場合（例：アスファルトガラ、コンクリートガラ、建物や機械・設備の解体物など）

鹿行県民センター 環境・保安課

0291-33-6057（代）

0120-536-380（不法投棄110番）

- ・一般廃棄物の場合（例：生活で発生するごみ）

潮来市役所 環境課

63-1111 内線252・253

清掃大作戦について教えてください。

年に3回市内全域で実施しています。

清掃大作戦で使用する袋は、事前に区長宅へお届けします。（通常のごみ出しには使用できません。）清掃大作戦は、道路や河川沿い等のごみ拾いとなります。清掃大作戦終了後は、実績報告書の提出にご協力をよろしくお願いいたします。

地区行事で発生した多量ごみの処分について、教えてもらいたいのですが。

地区行事で発生した多量ごみは、クリーンセンターに無料で搬入することが出来ます。無料で搬入する場合は、搬入日の5日前までに環境課へ『搬入計画書』を提出してください。クリーンセンターに搬入出来ないごみがありますので、事前に環境課へご相談ください。搬入の際は、分別を行ってください。

ごみの集積所について、教えてもらいたいのですが。

現在市内に、1，300箇所程の集積所があります。管理については、利用される皆様に清潔に保って頂くよう条例で定められております。看板の設置や取り残し・分別については、環境課までお問い合わせ下さい。

集積所の移動や新設については、ご利用の皆様で話し合いをされ、環境課が現場を確認し、決定する流れになります。地区の方から相談があった場合は、区長さんのご協力をお願いします。なお、新設については、集積所は集約していく必要があることから、おおむね10世帯～15世帯で設置となります。

ごみの出し方ルールを守らない人や分別が悪いごみがあるのですが。

違反ごみには、収集業者が違反ステッカーを貼ります。違反ステッカーが貼られたごみは、捨てた方が確認出来るように数日間置いています。ルールが守られていないごみが頻繁に出されている集積所には、環境課で注意警告看板を設置しております。

地区住民への分別講座※や注意文書・分別手引きを回覧等で配布することが出来ますので、環境課までご連絡ください。

※ごみの分別講座

環境課職員が集会所などに出向き、分かりやすく分別のポイントを説明します。随時受付をしていますので、環境課へご相談ください。